新撰西源譜

上帙

山田氏

觀我百談卷之四

第六十四　京極黄門百首和歌

定家卿の小倉色紙百人一首と稱して
和歌色の最上乘なり。其自筆なる紙
今も直千金なるべし。付く異説あり。
老人雜話といふ物に載せたる也。
伊勢の國司小島氏に藤原一度よりて
書くべし。故宗祇弟子宗長播州下
向の時。國司氏を與へ。其言ハ亂世
なれ共。兵燹の恐なし。

ゆゑに名物を重んじたるなり。宗長其
名を命ぜんとして老きりに問て一種(ヤキ)を
交ゑさりの沙鉢ゆゑ八果して燒失
せり。宗長の女十歳のころ世に稀なる
の容ありしが紹鷗先を望みあるの
原と八重蒲を表性して二嚢(サウ)と作り
ゆゑ
又一説に百姓京野州すて能と行合
ゆゑ名物を乞ふる宗悦結局ならず
よりて女十歳を以て宗悦又紹

鷗に一枚授けるとなりて自分品一を
せり。聖例ゆゑ感奮し紹鷗ならず
人を須與へ給ふとや
知恵おのづから後の説なり。百姓名世を
蔵さるるものとも物のゆゑきものゆゑ
てしるべき故なり。前の説もつとも
なり。
強の國鶴ヶ山中土月峰
もつぱらに宗長の養家禁屋軒
乃弦を今なほ音ずるとなり。宗長寺と呼
墓ありと。此関ヶ山とぞ云。

右小倉山荘障子紙の事。二條家の説。
明白なり。和歌の色紙をはり
侍ること。甲乙を撰ぶべきなり。
後成公卒し給ひ。其中院の西の家
の障子紙の中院の山荘にて百首を撰
ばせ給ひし和歌の色紙を張替
ふ。時の所望乃西園寺実氏公
百人一首。藤原定家卿
を撰び給ひ。中納言の家に
彼人々の自筆。明月記。家の
世人出る事。法世寺に出る
序。
序。
句なり。一貫一色入る。文
所のごとし。
稚元年。天福元年より。
也。時。通方卿
四條院
天福元年 後成公卒ぬ 三十二歳 歳在癸巳 定家公七十二歳
去る年。京元年壬辰。定家公剃髪

十二月廿七日 中院座上来話 式部とは 後鳥羽の
女。堀川大納言通親公の娘。通方公の妻。定家公の
母公なり。通方公卒ぬ

嘉禎元年　乙未　定家卿七十四歳

四月十三日　金吾（東宮右馬頭藤原氏名）来（東宮）相具之物（右中将藤原氏名）

廿三日。宴乗輿行中院見中将藤原

花

六月一日。自中院頻招請雖不堪耳。

依難通乗輿入北土門出逢入道引

率三人子等皆好士之列坐東底子

金吾（左京権大夫）彼入道在南面中務（未者）

加東面始連歌過半之間密屋入

陣子西北臥間之。（下略）

五日　午時帰入建門

廿七日　予本自不知書文字事嘆

俄中院障子色紙形予可書由彼

入道懇切雖極見苦事懇深事

送之。古来人歌各一首自天智天皇

等及家隆卿雅経卿。

右扇紙をよめんと。百首の撰ハ中院乃

入道の所思よりなん。定家卿に書く道理

ゆゑ仁ハ自分の二條家の門院

いとと疑ふ後よみ或先を雖て
云傳年代の年号より義演元年迄
三十年を定家卿の名世に聞ゆ
一族の人門流の歌に世百首の撰を
書くしたるに定家卿
我家の流を汲て歌を詠ず定家
代々撰を求めらるる一者なる
入道の撰迄百代の撰とも
やう為しまる撰歌なるに
さらさらまとい
いつち 其さく伝なるべ

なる歌撰なるも歌撰えるに紀の文章
なり雅経とも歌に古来の人歌各一首
百首撰事を断ずるなり
撰の撰を新勅撰と書
けるとも筆迹遠近云葉と甚
遠しなり又中院といふ人の名や源
氏清原より今も中院谷といふ廣
地や定家卿の別業なる入道の居
宅なるべし右の文に居宅

もゝすんん。ゝ。ゝ。入道ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。山荘ゝ。ゝ。
ゝ。趣。ゝ。ゝ。ゝ。一旦に渉
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

第六十五　弘法大師鼠逐心經

弘法大師心經を書写せ給ふに鼠心經をいとゝ嵐の足痕の如くなる草にまゝへ微妙なる字体や筆勢は文字よりも一族藏めり其外の事迹を記せる絵詞侍り何れも知られぬ事ども多し中にも此事を奇異の事に伝へなり又戯鳴堂法帖

の中に唐人書を頼みて和文或あと
書出すこと十二のりを招州や色所くれ
侍の事也なるへく嵐心清と同詠や

第六十六 東海廣桑宣尼得山

唐の節度使韓湜浙西にをく廣直と名
をうるをいと。耶石執政志かりそう甚とろ
李順しる者毎年くりに鮭風みあひ
く漂ひそうあり。其如て其也ど
一乃山の蓬ヶ洞より岸ヶ上りあり

[illegible]ける島中古船より人々を遣り彼と中
ありけりに一つの宮殿ヶ清りの簾中
に人をて。りあり金殿の韓公書棗を
送りやさむ届て拾りしに李順只ねて更
とりの門を出るが積年まのをてうを
何と中不ちんで。又簾中の人を飛られ
出入ると寄をを拾ひ。答く北ところ海の
廣桑山しりの所りて。仙境ヶ。異國ヶ仲丘
北の真宮とるまるや。韓公を仲曲ヶ敬ましいぶ
とりの李順ヶ情ヶ帰て其書棗を遣し

さまで。婦人の開き見るべく。其文字やさしくむま
をはぶき。妖魅をやはらげ。老うおとろへて。本の眼もいや
しくなりぬれば。ものの文字。眉みじかく。古服のあり。自ら我が文字の
韓の此書をよみ。むまれ。其人の書いたる
宣父孔丘。神牛の文字の韓に生れて
ら。臣下の部に全くして。みずから動事のしれと
者とよんで。家にはいりをぬぎ。
ひたすらに。ものの精を心みるべし。金
事あるを。をうしなくとも。ものを傳

孔丘

孔義は先師の事なり。
和漢の佛家。孔氏を佛といひ道家
ものは。仙人のあるわの。まよの生をいう義
移すべきやらん。韓滉。字は太沖。德宗の
朝の宰相。ものの書畫ともに名あり。

第六十七 詹仲和題雪舟富士

ある華族の家に雪舟の横幅の富士
見寺。之穂の和の図あり。む神品なり

上に詹僖仲和。七言律詩を能くす。而も筆
初法。幸に新〻[illegible]
て死す。諸上に球翁の言あり。

雅楽

巨嶂稜層鎮海濱。扶桑堪作上天
梯。岩寒六月常留雪。勢似青蓮直
過氏。名利雲連清建古。虛堂塵遠
老禪栖。乘風吾欲東遊去。時到松
原窮羽衣。

仲和

詹僖字仲和。錢唐の人。漢冠を人と称

す。善畫。尊[illegible]軍[illegible]松雪。[illegible]皆逼真。
[illegible]十[illegible]前。清[illegible]。檀越の求め
[illegible]て。太[illegible]を制。悩[illegible]。仲和の傳
を。老[illegible]て。清[illegible]。
又貴侯の家に一[illegible]。
純拙老人雪舟。[illegible]。
區雅[illegible]。
日本僧楊雪舟者。天性善畫。於佛菩薩
羅漢等像。[illegible]。生意逼真。絶無[illegible]
利。凡求索者。徧應無拒。故人皆德之。有

去歳遊四明。陞天童山茅一座。茲因朝
京詣。余丈室察。其有志道。故以山偈為贈。
聊以壯行色云。
大道分明不覆藏。何須描畫作商量。傳
心既遇真師訣。具眼何妨驗大方。二樹
噴香葉葉柱一枝垂蔭接扶桑。無生曲
調回鄉去。萬象森羅隱擧揚。
大明成化戊子季夏。
大興隆住山純拙老人魯菴識。
又曾宗。對州乃僧士小山朝三とゝ申す人
さしが明人より雪舟が所望の詩。下幅
あり。知恵。法書。仕しが。次に羅て失ひ。
其詩中に等揚の侍従の事なりと
丁畫の事なり。中に知恵の事を載せるの類なり。
偽物。酒井雅の事を載せるの類なり。
又友人の家に一幅。和尚の真なりと
以ふ者乃。唐より帰る。唐伯虎が送る
詩なり。詩中に。なるほど事なり。
商人なりとあるべし。唐寅字伯虎。
一字子畏。吳門の人

文徴明祝允明とは時世詩文書畫甚
勝れたる人物なり畫師乃ち[illegible]
て[illegible]人[illegible]
[illegible]
右六如居士の一帖。如あり。初悟の家を序を今家藏の
[illegible]

第六十八　祝京兆跋趙吳興書

趙子昂印好書。赤壁二賦小楷の後に
祝允明跋を書る事數百言や甚明
らかに載。

上畧。精采曜暎。恍如海棠微笑。隱如美容
欲委擾甚羅綺。茲誠治厥矣爲鮮于伯
機寫赤壁二賦小楷也視他跡寔更殊特
若嚴若解。似密似疎。頹焉而鋒宿焉而集。
御筆焉而戰情焉而旋。蕭閒遠超。々玄
著。昔所謂槙若神明。頓還舊觀。亶其信哉。
芝之學趙若寔。有尋其指法。僅踏其軌
轍。或殷鑑其貌象。而以唐突。夫墨林知夫
青青所據。若已鑄而不可殺也。是康宗爺
所自畜也。墨千。帝萬。張季在無。而若魏

公之上下五百年。縱横一萬里。曷獲然。又聞之。讀書破萬卷。下筆疑有神。然極師臨池家。刑俗魔之寶劍云。正徳丁丑後學祝允明

知慎云。此跋語。甚書家の眼目を開くにたれり。我先師雪山老人つねに。趙文公をなんぐ宗とする事を説て。祝允明の書を人只其放縦なる所をまなぶ。甚正真をしらざる人多し。此跋をもて見バ大に趙公を景慕せり。其後學ハ書をよむこと。何ぞ唐語がらん。允明が横筆をも用ゆて以ても南浦秘事の數にあらざる事ハ。趙云を公とするかなるべし。こゝに東向に讀書して破萬卷と云事をとりて。俗魔を刑する寶劍をもつて修まり。それ爲時の聲を撤ふことなるべし。

第五十九　鄭虔貯柹葉於慈恩

唐の鄭虔書をこのみけれども貧しくして紙なかりしかバ慈恩寺にゆきて柹の葉

ゆ義の世野へ至て。数日ありて。こたりて。
て。ものを畫きたるが。絵に書畫なり。かゆうに
きたるけるゆ色み。時は絵畫とハ。なりられ
なり。いつもの藝術にても。ひとにうるの。事
うぶゆめ。絵ゆ。ひとりかくこと。
鄭虔ゆ。ゆ方ゆ。なるぐ。書畫ともに
長しなり。杜老ゆ。侍ゆ。鄭ゆ檜散
紫如絲。酒後ゆ稱(テウス)老畫師。

第七十　右軍、真仲(マナカ)談剖(ヒキ)楽几

王右軍、真門家ゆ。ありなるに楽几の
面清みして。浄なゆ。即草ゆ真ゆ。
お半して書ゆ。神ゆ。ふるゆ。ゆ。
なれ。貧ゆ。ひとゆ。恢ひなるゆ。門生ゆ
の帰ゆ。送りて。郗ゆ。ひるゆ。
真父ゆ。を。雖ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。
に。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。
知慎云。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。
けゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。

第七十一 退筆化為(ケシテナリテ)穢(シミヲト)悴(ツヒヤ)在林(ニ)

人麿は初め筆はむし[illegible]ものとあさ
ちゑにかゝ[illegible]ものゝ。筆は穢悴なる過筆は
化しくなるとゝ[illegible]考へ[illegible]
[illegible]記して百[illegible]の一を徴て考る人を待

第七十二 千字文律(ツセウ)名律(ツヨノ)呂誤(アヤマリ)

千字文異字の事。潔は字二つ[illegible]。貞
潔は。貞烈少[illegible]又鳴鳳在樹は在行とも
書[illegible]。千文は梁武帝自
[illegible]して畫く。殷漢石は[illegible]周異嗣
[illegible]て韻語は化[illegible]。又本軍は[illegible]
は千[illegible]韻せ[illegible]潔は字
二あり[illegible]事もあ[illegible]きもの。樹の字。
竹の字。後人千文を書は[illegible]

師の名を諱(イミナ)く。遷(サイ)く改むる事もなりぬべし。
唐の雅才の才子。千文をうさるる所なり。
才の子を今こそ室(クボ)しみ水の子も室(クボ)
てかくぶ。之を師の名又師の名まで。
諱(イミナ)遷(サイ)をそるるわ　和朝にて之此例多し。
勢してをまをいむ事ハ始るこ神ぐ。唐土
の例ハ。師の名のこあまり忌るる所ハ
ゆる事也。
又律呂調陽(ヒヲ)(ヲ)律石調陽(ヒヲ)(ヲ)閏餘成歳(スイ)
多の故智永(チエイ)より語く律呂と書と云伝

おの知慎和尚の説を見く怪しきかりしが。
智永(チエイ)千文を見る事三四通る律呂
に戯鳴堂帖(ヒヤウ)載る二帖乃内一帖の律呂
と書る有。
或説(ヒヤウ)に伝(ヒヤウ)て曰く摂(ヒヤウ)大(ヒヤウ)恢(ヒヤウ)
屋(ヒヤウ)の智永(チエイ)八百本にて千文を書しのもと。
りて。律石(ヒヤウ)と書たるの律呂(ヒヤウ)誤(ヒヤウ)
ひ。之を高(ヒヤウ)麗迄きにをまぐりて律呂と
書く。敕(チヤウ)吉本(ヒヤウ)敕(チヤウ)しるかに。法(ヒヤウ)元(ヒヤウ)
和(ヒヤウ)て石(ヒヤウ)西(ヒヤウ)よ事知あぶせず。唐宋

此法帖も元昭乃書也皆律呂と書小子
乃胤(イン)漢(カン)も皆律呂なるを以て能く心を分て
人々に律呂よりとうの事ハ昭乃の事なり
出るものとへども又得(イタ)人なり。知法戴晴望
帖も見とゞの先しるとも寡加や此帖
なくハ不く律呂なるべし知法も迄来る
律呂と書たり。京(キヤウ)を知じ似もも。
若見とのもの人あらず。岩(ガン)さんとなる者
知慎云未元章の寶章待訪録の知永
ゆ千文二品を呂の事ハ云てもされしとも

召呂ゆるしハ知りもの人の来の見
ゆゆ二品も皆律呂しあるべし
東都法廣法師ハ律呂と書れ知永一ハ市し。
戴鴻章ハ載くの通し民間ハ稽古帖

第七十三 蕭何篆籀未央殿額

漢蕭何篆籀を若し張子房陳隱寺に筆
法を論して未央の新殿成し時單思三
月にして其額ハ新殿の額ハ欲若山流水となり。
是額のハ先の人し菊仙。光筆を用て。
書せらるゝや。字数を填多にして者しとや

又漢の馬援が名將なり。武材を喜家の事なり。たゞに伏波將軍の。不文を以て此を奏して。大司寇より下して。郡國の印章を授ず。又成軍縣の。臯ゆるの事。知を奏して。正しけるとなり。文學あり博ゆるなり

此後五代七十八後の。偽魏の郡の事。八十二

譯の主獻を以て郡乃事と為せるべし

第七十四　米南宮洗二王惡札

米元章勅撰の事。屏上に書し。畢く一院

二王惡札をもとめ。此說妄誤なり。傳寶

館帖を。文衡山先生の精選なり。其中より

載せる。米芾。元章。生涯乃來歷。書不入者

室侯成小業とする者。先を以て。元章が本意。

世人の妄語なるを知るべし。清人某詩墓の

輯みし。侍雲館の米帖を引く。米芾二王

を宗とせるとのべり。元章を。頗性好風あ

りて。平生放言。世人に好人を

ゆるす。年着年と。

[illegible]淮水に[illegible]て。髀鼻禪[illegible]と[illegible]
[illegible]ひ知ふ[illegible]たり。人[illegible]。[illegible]
さ西く[illegible]

第七十五　心正筆正公權筆諫

唐穆宗位に即せ給りて。柳公權。長州の
紀を以て入て奏[illegible]事[illegible]時帝[illegible]
はゞ無禮なる[illegible]
時に筆法[illegible]事を。公權[illegible]

む。公權對て。身心正則筆正。乃可[illegible]法と中
[illegible]帝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第七十六　右軍十二竊文秘書

王羲之十歲の時、父母書ゆくせり。十二歲の時、父王曠は枕中に秘せり。前代の筆法を竊くよみ、父云ふ、我秘書を竊むことなかれ。羲之笑て、善人ざうなり。毎日云く、蘭亭筆法を乞る事、何の者か、幼少なるとて、人の深しらぬを、なのみの上にて、うゑ、雨の如くにまちて、校くなり。

と利口してい[illegible]ゆへ、父母ひそかに[illegible]のてもいさざりけり。朝月めて書大り進ぶ。衛夫人、ひとく大常王策に語云、見ぬ者、ど用筆法を見たりん、其書花成の如をしてい[illegible]。深を[illegible]て、[illegible]必[illegible]よ[illegible]ぶ。羲之、名を顯ひらんとて、[illegible]が果して筆妙ゆゑ人をさまく[illegible]奇特、松[illegible]羲之の書を[illegible]。祝文、廟中の祝文を[illegible]書校を祝校と云[illegible]沒[illegible]刻[illegible]年三の

時蘭亭の叙を書。二十七行。黄庭経を
書。中庭。筆法成就せり。ときに
時室中に香あり。郷の書。紙を盛りし
況人をして報ぜしめ天台の丈人なりしものなり
者。かくの如し。
初唐にて。技藝ある者。怪異なるの
談。多く中国。唐土。和朝も技藝
の人を。おのおのしるせり。
者。之をかくせり。
御生書。孫。陽。なりて。其家の

人。初唐。唐土。云く。松雪堂。開。ある。叡上
せり。時。結書。此。墨。なりし。
御前。より。書。せしに。筆を駐て。
某。帯に。京。より。柳の水。名水を
用。制。御。へ。此水を。筆。御。帰。中
より。中。わで。因。異。さ。て。此僧
の。結。ん。こ。書。筆。ま。て。松。梅。
御前。も。同。やうに。ぶ。
むうに。和。を。く。柳。の。水。を。
乞。し。て。香。に。水。を。龍。

俗をいまだ旅寓に在しは。又
御前なりしおさな筆の前のてゝく。
筆硯を命ぜられけるにかしこまりく。
筆取よせてこハいかなる水の軽き事
よまきさして。柳の水と同じ事なれ。
是を作も中分なき大ふ感じ給ひ
めして採るまり名人のわざ凡人ぬ
うらふまふあらぞと飛州かくり行
ねしかも知漢なる人は水を頼へ
きん。硯の例あまたも有れば多きかな

うら。なみまで水ざうちを知る事く墨をみて烟
煤を。眼て新舊を。松華堂一生一筒の墨
ばかりおもひおもしにおしむ。御前のおほ墨をまも
軽重新舊の別あるべし。墨汁を秋
毫の末に。和なりとも。水の軽重を
知らく屋さ事ハもつて若きの過なる
なるべし。知情ごとき君は。墨の釣りて孫
ばり孫ごとみあへだ。先をあらと。知すぞ
お能有れば。向上なる事ハ何もをよばし
てかくおりふる屋し。

第七十七　淡雪其上髑髏葬誕

髑髏の事。淡雪其上を。起し掃ふ所や
よりて。先榜を打ちて。うら付きら。文字い
まだ所のうち出いまだ。葬誕仲お。拔みもりて。
髑髏して。上方の地より。こゝに葬。二
十年ばかりの。ものだ。誕。表発催して。掘られ
て後子孫ゆいしゆく。掃法を。絶ずうと。
又出付。たちまちに白髪ゆ成しとい。

知恩院事十刻集みも。法然家みも。ゆ。
人ゆまゆく知らず。ゆ。ゆ。髑髏付上古
みもゆ。人の。髑髏も。今と同じうに。
いまだ文字も書ざり。二十年ばかる
み。打ぐらせんまで。いづれ年ゆ。
月後葬誕ずの人を。髑髏して上ケん
も。新命地ばりうち年なる。ゆ
にゆく。掃法家乃物法。ゆ。
ゆはうゆ。

第七十八　和朝額字佐理神妙

行成朝臣の真蹟の正しきもの有り。新
撰して花山院に奉りしを載せ。
まことにうるわしきものや。真跡を妙絶
ものや。長文なり。
故に和朝歌仙也。早道なる筆勢也。
佐理筆。この流儀を伝ふ。
大師流を伝ふ。神感の人也。都婆婆流上流

とぞ。奥州流出来。若狭国岸国也。
小野篁餐賭於海辺。
篁曰。天子の命。
冷泉院也。
大山樵見や伴本流後や先て強弱
流れ。
芝草。
孫を。

あるべきことなり。数百軒ありて富みてあるべき
地なり。伊豆長三郎の家なども、いと貧しく
みゆるなり。氏三郎の一宮なれば、伊豆の国
今は十年隔てて、家の外地なり。親しき縁
を求む。其家あるべく。新宮にて荒む。
行脚の僧、師匠の中納言、伊房卿の。
かくて、ありしけるが、みすぼらしきなりけり。
書の紙の、ふるびたりて。もとの所に伊房
住しの家を、一枚うるさきなりけるとも。
今は、伊房卿もなきなれば、やはん

とて、帰りけるが、師匠もうせ給ひぬ。
十年経ぬ。思ひ出でて、家より。此
一切経を安置し。まゐらせけり。
とて。書屋をこと。四位の中将の家
の門より。品清水寺へ。氏師の孫
なりしを。知りて。
彼家。昔は程なく大貳。住をして。
尽きて。伊豆国。鴻の郡の宮。
社の家を。かきさらり出でぬ。

和歌の古歌。知恵深くして。能書（スキウシヨ）にして。義天僧
中に。玉手寺好の名僧。和歌。神妙にして。
ひろい。世人是を。ふるに。ものの人。
又を作りする。書状中に。玉手寺の歌を。
世寺を。細（ハシ）に。自筆にて。歌を。
也。和歌。何。
乃書。
院永仁二年。
ものや。
をよむる。

蘭乃。
はれ。
和歌。
張掛寮
倉。
法寺乃。
和の。
いつ。
けど。
響（キヤウ）
（スキ）

菊乃。紅波の。湖乃。寺の。歌乃。
はれ。源。
和歌。
張掛寮。
倉。
法寺乃。
和の。
いつ。
けど。
響（キヤウ）
（スキ）

豊後の国萬福寺より蒋山の二大字乃
額兵火の後焼くるより紙造りに閻魔の形
を作りて中に掲牧なりてあるを見出して
掲て有蒋山の二大字はまさしく趙孟頫の印
なる事無疑 倉俵に蒋山廟有 しかし
然 国乃人皆くわしこに乱入せし事
有 その時奪ひ来りしなり 萬安橋
の碑も二石より出て 日本人入れ来りと
唐土より書にしるしあり その年八月の事なり
此の額なりとぞ

又祇代の文字にて 三ノ二十六
今も興福寺の庫中に有 今ここに小
書と 勝山石礎の絡のごとし 甚似たり
叔孫通なるべし 別に古碑あるべし

長三尺一寸
額の物なり 未興殿なり 後代より殿額

摹本仲ゝ稀なり。見るべき帳書なり。
ずつ。宋元筆。薛稷の書たる慧普寺碑
額もとゝ。唐の時の大字なり。
枯ゝ美ゝ。鬱こゝ大字。乱龍蛇相纏ゝ。
稱賞もとゝも謙まり。普の字を好み笑ひ。
又元筆ゝ。江南唐山。裴休が寺塔碑
法歌美ゝ。筆力毛ゝ。ゝれども。清真醇
かゝて。愛ゝべゝ。と云ひ。
歌詩本。十の八十二淡ゝと如。

第七十九　藤代市幸松烟寶墨

後白河院。三熊野詣。藤代の市ゝ。
ゝ。ゝ。たりゝて。國司松烟をつゝ
献ゝ。ゝ。ゝ。花山院。府中山寺改
ゝ。ゝ。入道。ゝの時。右大将ゝ。
ゝ。ゝ。ゝこの墨。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。試ゝと。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

有けり。

又拾泉和歌集に。為代の君よみる歌。

七夕

すゑつ世にかの為代の松けくらべ[illegible]の高さ
あ[illegible]まりけり[illegible]為代の君の名をのこすらの[illegible]

太相法り。古今著聞集に。為代を。松ゆし。若中集に。
初恋[illegible]為代を。松ゆし。若中集に。
松煙と者。和名抄に物を。藤代[illegible]
[illegible]

又[illegible]家の人を目藤

代[illegible]
[illegible]
南[illegible]
烟の[illegible]家の[illegible]
[illegible]
今[illegible]

李延壽北史中州乃人なりし。[illegible]
[illegible]
名煜字重光

実氏なり。しかれども、ものを脱して、ものを因て。
実姓はなり。名は[illegible]。字は[illegible]。
[illegible]書[illegible]。

第八章　蔡邕石室大學石經

後漢の蔡邕。字は伯喈。石室山に入て、居事
二年。八角垂莖の竹管を以て、書を写し。又
書を新。並史籀の用筆法を以て。言不
合。ものもちたるかの叫て。表訴し。数十人の討論

かくなり。国く讀誦三千をみして。所に其
旨に達しめ。あるの時に居て。家に帰て
悅ばしむ。一家に書を寫す。其の書異し。極
み九勢を以なり。言詞くくもに有り。伯喈
みづから。文章を書して。大学校の立てしむ
観光市にてくわれて書する。石経也や。
[illegible]石経出でしむ。蔡中郎邕
を初し。永字八法を。北人もまなびて。
法の大祖なり。又音律を長じ。古今名
答の人なり。

第八十一　東方朔暑借姑蘇書師

東方朔久しく暑中に居て書師を
事数十年なり。姑蘇志に有りと。
初慎玄書法を師事す。
たまたま市中に書を師事す。
方朔を祭れるものなり。
書を師とす。
事對たるべし。

第八十二　大令拒辭太極殿額

晉の太元の年中。孝武帝。宮殿及廊宇門
を修飾して。太極殿の額を。王大令に
乞書せんとす。大令辭して曰。
かつて聞く。萬代の寶として傳ふべき書を
謝安侯に與へ。
謝安侯の事件。凌雲閣の

[illegible]書[illegible]申[illegible]ばかりなり。[illegible]
[illegible]仲[illegible]時の[illegible]
[illegible]。[illegible]の[illegible]
[illegible]申[illegible]
謝安[illegible]求[illegible]
劉懷[illegible]八分[illegible]
[illegible]字文休[illegible]大篆[illegible]改[illegible]
知慎按[illegible]扁[illegible]相生相剋[illegible]
增減[illegible]秘法[illegible]
[illegible]古人[illegible]押

[illegible]書[illegible]法[illegible]
土。歴代宮殿牓額の大概を載。
漢乃未央[illegible]。蕭何の填篆。
清武の建章宮[illegible]篆。書苑事考。
後漢蔡邕より後、[illegible]白書を用ひ。
魏の凌雲閣[illegible]。韋誕の填書。
魏の小宮殿。果鵠。師宜官の書。[illegible]雜事考。
魏の[illegible]。[illegible]誕の古篆。
東晉の太極殿の額は剛懷之の八分書。後[illegible]韋[illegible]
の大篆[illegible]改。

元魏。海内沸騰して。中書舍人舍人が練字。
後魏。小京の書。殿宮碑。寶遵が書。字体考
景明正始の石碑。合江式の大篆。
武后の時。昭考州新法寺殿。鍾京紹の書。字体考。
明元の時。本草菴。僧傳光が書。字体考。
金。蒙古。新字。殿勝碑。皆王競の書。字体考。
明の太祖洪武の時。宮殿。衙門。勅建寺觀題額。
皆詹希原の書。字体考。
成祖都を北平に遷し。はじめて宮殿。牌額。
朱孔陽。字同卿。書。字体考。

清の時。殿額の事。未考。
太和殿の額。清世宗の書。
殿。官職。
正殿。時の徐筆。
宮闕の筆。
和珅。植。の法。
權。
元。時。僧傳光。雲菴。書。

なりかたちとも四前乃四十後の書う
とてくるる。

第八十三 行成扇面字上御几

行成卿道風の流を継くめくらさ結書
なわ文字いまだ殿上人の比殿上人と扇合と
いふ事をけるに人々珠玉をかざり金銀を
みがきて秋をとらしいとゆゑあるへしと
けるに道風墨くめりうる細やかにを

きりきに黄なる紙をわて楽府の詩文を
真草をかきまぜて所々書くいとしらわ
けるを左右清涼殿にて見こそいつもも
時の文章とそ中に文化にをうれば希
世の誉なりけるとそ。

三条宰相義山卿は所にて立一時。光焼あり。
六角の行成卿を。賢人なりと。義之長
扇を合せ字づく書をるを。焼出の文有けり。
義之云やう。但三条宰相書をうといひ
ありたやうく奏らうる屏風にやり出り焼

りちまく。人のみせずおえ。人々きほひ賞す
ほどに後姚文扇をおそしさりうち来て書を
求けるとぞ。義之笑く。若へぎりとなり。
會稽山陰の蕺山に義之扇に書し所
也。そこに墨池鵞池も有。今は戒珠寺
といふ佛寺なり。下の本年七に詳しと並び見るべし。
知恪云。扇面乃字。知恪同様なりと云
行成以於まらる時大筆にまゐらす事に
天壌ありと云る。
知恪或人に呼れ。扇面にもとあるく事。尤も

何に組ける今は高貴の席へあやしく
但遠忌の為に御字は格別宗慧暮の
扇名筆の筆。翔竹の林をくらすと
すける。にはての時ましをいまかすと
なそらぬ様有識の人に尋問あるや。

第八十四　江夏王鋒　井欄学書

梁於江夏王鋒四歳の時。井欄に倚りて書
[illegible]
[illegible]

ちがひ。殷の時。
真とへみうもを書くに。後の世を挿ひ行なり。
五帝の時。雲章。鳳尾書を学びぜん法へ。
只一度ならでよりなり。王に書法へつと。帝大の
怪しみるとひて。玉麟麟を踏りて。麒麟風
毛を儲ひて。宮人のなり。音異の異なり
とりの。書史虞夏の。風尾諸とを。陶九成
誤つもとるる。
知候以。鳳尾書を学び鏡中。風鳳乃
尾丹象とる。今こに一三字をお出。

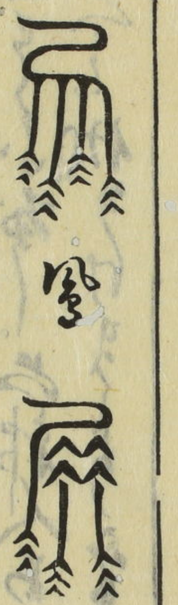

尾

鳳尾諸を。象鏡とあり。次。又別の事
和名云。今点の影や。

第八十五 秦羽人王次仲 化鳥

素人王次仲。范陽の太守たりしが。大裏
小裏の山に居まして。篆籀乃鏡を書ド
て。紙書を作まり。始て天下を

定やうく。其功利を感して。こゝに詔を
下して。素戔嗚尊を高天原より
追ひやられて。始皇帝の
ものやうく。ゆらしめ。
しかるに。使山伴に入て。本にのせて。
其りやうに。沢仲。たちまち。此本島に
化して。出雲の方。法太りをどりなる
て。拜して。かくて。帰さんみれてそ。
諸せふ。山伴。あつまりと重た
まへて。仕りけすと。くり。宝井

に徹細して。其三代。翻を。隆して。さらに。使ん
先生。中。さらに。吟。路。に。進。やく。謝。しけ。ゆ。
中。て。梅。恨。く。其地を。落翻。山。名。ば。
寺。郷。人。を。祀。て。後。
又後漢の時。王沢仲。
くなり。又糠。
して。化。と。
而。て。

異海。
異海。
樹中
糠。
異海。

第八十六　東都の兒用足寫字

大磨中。東都の天津橋の。兒あり。
あまたしたがへて。西氏の筆とゝさして。
俗を書物をこゝろ。書人と呼りし時。兒
筆を思して。擲上て。言サキ人作りの。
筆をとりて。やうに。一度も。れ。ゆ。沢書
真筆迹も。物書りて。
知ぬ。ず筆の。西氏の。播磨守時。宮志
堀下おさう。市中に。兒筆の。筆

て。地上に。席を。敷て。人。集あつまり。観る
に。一人。筆。とり。知る。あるを。求めて。
一。酒瓶。ごとく。なり。
足。ものうつ。書。
をうつて。筆。
をかぶ。人。物。
十。人。
又。
も。兒。
さ。

四ノ巻

梅花の二本ある所人の見を待しる。まことに妙
なる事なり。

第八十七　王帖三千一丈二尺

唐太宗書をこのみたりしまことに義之が古迹
三千六百紙まで有しと。大概一卷ばかりさ
一丈二尺ありして一軸にしてしかるに
宋亭の叙八種帖とて二尺ばかりなる
ものなり。常に清涼の側みをもはなさず。

山民

和名に記後世に傳ばかりやうにも簡
板を好く色を太書しばかりなり。
和漢云一軸一丈二尺とは本書しばかりなり。
今の事を見るに比卷軸重く大なるべし。
板ばかりやとも。一丈二尺にても。首尾。
乃卷ともいもけばだい小卷あるべ。
唐乃裝背ばかりは。板書要論。賴明編
あも詳なる事。上乃六十張あもえてこと。
和人は長卷をこのむものとあるべ。首尾
程く。横ばかり。板ばかりやとものなり。

第八十八　桓玄書畫寒具為浣

晋の桓玄は書名畫を珍愛しけり。客を饗するに寒具といふ物をすゝめしに、あぶらしみたる客の手をぬぐはで書畫を見けるにつきひらきしほどに、寒具の油附して書畫を汚せり。桓玄不懌して、それより後客に寒具を設る事をやめけり。寒具は今の世の饊餅也。

以てあげたる油あげの菓子なり。和漢ともに書画をもてあそぶ者は先手をあらふべし。食するに油あげを食ひなば、今の世の人男子も鬢髪に油をぬるものなれば、その手にもあぶらあるべし。又烟草をのむ人はその手に烟氣あるなり。自他はたらかねども烟草をのみぬる人の鼻みえて、ほとく人のもの、美工烟管は蒸のにほひ、書にうつさば書畫へ害、決して十倍なり。

心をはげまし給へ。

東坡詩云。上有桓玄寒具痕。

八十九　梁武造寺子雲蕭字

梁武帝。蕭子雲字景喬。に命して。宣云。

蔡邕飛而不白。羲之白而不飛。飛白之

間。在鄉之斟酌。と。仰せらるゝ。武帝。寺

を造りゝ。子雲に。蕭の字を大書

せしめて。後世にもて。蕭字

敬くたふとく。有張の賓も。是を。ほめ。蕭齋

を作り。名公貴人。前後の序を集めて。壁

の。飾を。竭して。江南より。買て。是も。小亭

建て。蕭齋と。號し。給へり。

初唐云。飛白。輕微太平。而して。筆勢

りゝ。ともに。有。今。蕭字。第二品。糟粕

二ホを。作りて。そこに。附かもの。蔡邕鴻都

門にて。選帝。をして。壁を。掃。とゝ。

はりて。是を。作りて。人々。書。処。

石。に。ぬて。作法。ものゝ。此体。

かごさしぶ 指南のべー。

五絲飛白

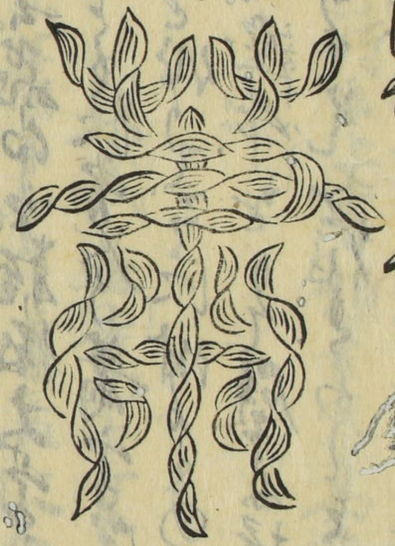

三絲飛白

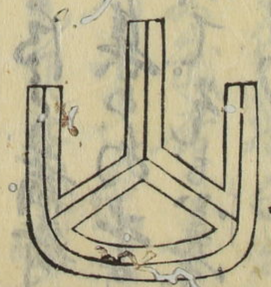

或如此

雙絲飛白

去革書氏双絲飛白をもて義極く笑べし。

雙絲飛白

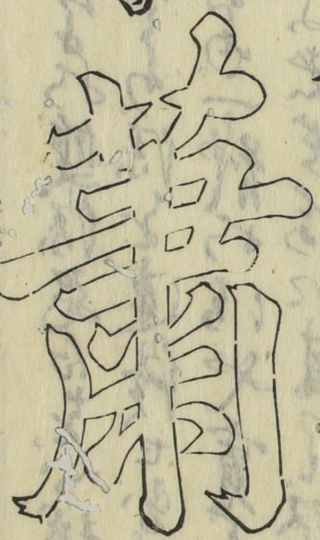

山田氏

大猷公の雙條兎白といふ越禅師時作
于今わ條を連續せず。画家の描法
とも相也一體の法や實文の限貴
といふ者も此に來りて双條兎白と化く
し豐前柳川の儒士有應と號る
継ゆし。此法を古の兎白が畫なりと答
傳る今も世に係る人笔をとるもの有明
の時より俗間にありしなり。貴も手
元美の妻説尺ども有けん

山居家藏